伊丹市住宅改造助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生涯に渡り自宅での生活を希望する高齢者及び 障害者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活がおくれるよう に、介護及びその予防のため既存の住宅の改造等をする費用を助成 することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「改造」とは、人生いきいき住宅助成事業 実施要綱(平成30年兵庫県要綱)に基づき、既存の建築物の構造 耐力上主要な部分(建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上 の面からみて主要な部分で、筋交いの入った構造耐力上必要な壁、 柱等をいう。)の変更を伴わない、新たな部品の取付け、設備の更新 等をいう。
- 2 この要綱において、「耐震診断」とは次のいずれかに該当するものを いう。
 - (1) 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法
 - (2) 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 (平成18年国土交通省告示第184号)」別添による耐震診断 (木造に関する部分を除く。)
 - (3) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)」第3章第8節 に規定する構造計算(以下「構造計算」という。)による耐震診断
 - (4) 上記(1)から(3)に掲げる方法と同等と認められる耐震診断
 - (5) 次項に規定する「簡易耐震診断」
- 3 この要綱において、「簡易耐震診断」とは次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 国土交通省住宅局「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」によるわが家の耐震診断
 - ② 国土交通省住宅局「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基

準」による1次診断

- (3) 国土交通省住宅局「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断
- (4) 国土交通省住宅局「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修基準」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

(対象世帯)

- 第3条 この要綱による助成の対象となる世帯(以下「対象世帯」という。)は、市内に居住し、自宅での生活を希望する次の各号のいずれかに該当する者(以下「対象者」という。)が属する世帯で、対象者のための住宅の改造を必要とするものとする。
 - (1) 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者
 - (2) 身体障害者の手帳の交付を受けた者
 - (3) 療育手帳の交付を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所する予定がある場合、転居する予定がある場合その他当該住宅に居住しなくなる予定がある場合は、助成の対象としない。

(助成の対象等)

- 第4条 この要綱による助成の対象となる改造は、対象者が日常生活を営むうえで必要があると市長が認めるものとする。この場合において、市長は、当該改造の必要性及び対象経費について、住まいの改良相談員(以下「改良相談員」という。)に調整させるものとする。
- 2 前項の規定は、共同住宅については、原則として専用部分の改造に限り適用するものとし、賃貸住宅については、所有者の許可又は 承認を得ている場合に限り適用するものとする。
- 3 次の各号の全てに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断を受けなければ、第1項の対象経費に係る助成を受けることができない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- (2) 次に掲げる工法に該当しない住宅
 - ア 枠組壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100 号)による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工 法
- (3) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進 事業」による耐震診断を受けていない住宅
- (4) 過去に耐震診断を受けていない住宅
- (5) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅
- 4 前項に規定する住宅について住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合には、簡易耐震診断に係る経費のうち対象世帯又は対象所有者が負担する経費を対象経費として助成する。

(公営住宅に係る助成の対象)

第5条 前条の規定にかかわらず、公営住宅の改造については、当該 住宅の事業主体に承認を得た場合で、原状回復が容易な改造であり、 かつ改良相談員が特に必要と認めるものに限り、この要綱による助 成の対象とする。

(申請)

- 第6条 この要綱による助成を受けようとする者又はその者の属する 世帯の生計中心者は、伊丹市住宅改造助成事業実施申請書(様式第 1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 住宅改造工事計画書(図面)
 - (2) 工事費見積書
 - (3) 工事承諾書(家族所有の持家,借家及び公営住宅等の場合に限る。)
 - (4) 世帯全員の前年分の所得税額を証明する書類等及び市県民税課税証明書(ただし、別表中A階層及びB階層については、市県民税課税証明書のみ。)
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(決定)

- 第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その必要性を検討して 助成の可否を決定し、伊丹市住宅改造助成事業実施決定(却下)通 知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 前項の決定に際し、市長は、第4条第1項に規定する改良相談員 を活用するほか、保健、福祉サービスとの調整及び連携を図るため、 必要に応じて関係機関との調整会議において助成の可否、内容等に ついて検討させるものとする。

(工事内容の変更)

第8条 前条に基づく助成の決定を受けた者は,当該決定を受けた後, 改造内容に変更が生じた場合は,速やかに市長に変更を申し出たの ち,伊丹市住宅改造助成事業実施変更申請書(様式第3号)を提出 しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 第7条に基づく助成の決定を受けた後,この要綱による助成を取り下げようとする者は、伊丹市住宅改造助成事業実施取下げ申請書(様式第4号)に伊丹市住宅改造助成事業決定(却下)通知書(様式第2号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更又は取下げの決定)

第10条 市長は、前2条の申請を受けたときは、その必要性を検討して助成の内容変更又は取下げ可否を決定し、伊丹市住宅改造助成事業実施変更(取下げ)決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(工事完了)

第11条 助成の決定を受けた者は、当該決定を受けた改造が完了した場合においては、速やかに工事契約書及び伊丹市住宅改造助成事業工事完了届(様式第6号)を市長に提出して、工事完了の確認を受けなければならない。

(助成金の請求)

第12条 助成の決定を受けた者は、前条の規定により工事完了の確

認を受けた後,速やかに伊丹市住宅改造助成金請求書(様式第7号) に,当該工事に要した費用の額を証明する書類,その他必要な書類 を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

- 第13条 市長は、前条の請求を受けたときは、工事内容を審査し、 適当と認めたときは、助成金の額を確定し、申請者の請求に基づき 助成金を交付するものとする。
- 2 助成金の額は、改良相談員が現地確認のうえ、住宅改造の必要性及び緊急性等を評価し、必要と認める範囲の改造に要する額(ただし、1、000千円を限度とする。)から次の各号に掲げる額を控除した額(以下「助成対象額」という。)に、別表に定める世帯階層区分に応じたバリアフリー改造の欄に定める助成率を乗じて得た額(ただし、1千円未満は切り捨てた額)とする。
 - (1) 第3条第1項第1号に該当する者が属する世帯 介護保険法(平成9年法律第123号)の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額
 - (2) 第3条第1項第2号に該当する者が属する世帯 障害者の日常 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律 第123号)における地域生活支援事業に位置づけられている日常 生活用具給付等事業の住宅改修費の支給対象となるものはその支給限度額
 - (3) 住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合においては、同項中「1,000千円」とあるのは「1,000千円から第4条第4項に規定する簡易耐震診断に係る対象経費と別表に掲げる世帯階層区分に応じ同表の簡易耐震診断の欄に定める助成額を比較して少ない方の額(以下「簡易耐震診断助成額」という。)を控除した額」と,「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に簡易耐震診断助成額を加算した額」とする。

(助成決定の取消し等)

第14条 市長は、実施決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該

当するときは、助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により事業の実施決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(財産の帰属)

第15条 この要綱による助成を受けたことにより得た財産は、申請者に帰属する。ただし、原則として5年間助成を受けた箇所の改変を行わないものとする。

(対象住宅の管理)

- 第16条 この事業の実施を受けた者は、再度助成を受けることはできない。また、他の助成事業と重ねて当該事業の助成を受けることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長との協議により、再度当該事業の助成を認めることができる。
 - (1) 対象者の身体機能等の著しい低下等により、その状況に合わせた 改造が特に必要と認められる場合
 - (2) この事業を受けた同一世帯で、新たな対象者が生じ、その状況に合わせた改造が特に必要と認められる場合
 - (3) 著しく要介護状態が重くなった場合等で,以前に受給した介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額にかかわらず,改めてその時点での支給限度基準額までの住宅改修費の受給が可能となった場合

(介護保険制度等の優先)

第17条 この要綱の適用にあたっては、介護保険制度による住宅改修、障害者総合支援法における地域生活支援事業に位置づけられている日常生活用具給付等事業の対象となる住宅改修を優先して行うものとし、対象工事の実施に当たっては、福祉用具等の活用を図り、支援相談員及び関係機関等と連携の上、住宅改造と一体的に実施するものとする。

(事業の委託)

第18条 この要綱に基づく事務について、改良相談員の委嘱に関する事務ならびに助成金の交付決定及び交付の事務を除き、市長が適切と認めるものに委託することができる。

(細則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(伊丹市住宅改造助成事業実施要綱の廃止)

2 伊丹市住宅改造助成事業実施要綱(平成3年9月1日施行)は、 廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市住宅改造助成事業実施要綱の規定は,平成12年4月1日以後に申請書を提出した者について適用し、同日前に申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市住宅改造助成事業実施要綱の規定は、平成15年4月1日以後に申請書を提出した者について適用し、同日前に申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市住宅改造助成事業実施要綱の規定は、平成16年4月1日以後に申請書を提出した者について適用し、同日前に申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市住宅改造助成事業実施要綱の規定は、平成20年7月1日以後に申請書を提出した者について適用し、同日前に申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

		バリアフリー改造	簡易耐震診断
	世帯階層区分	助 成 率	助成額 上段:木造 下段:非木造
A	生活保護法 (昭和25年法律第14 4号)による被保護世帯(単給世帯を 含む。)	3 / 3	3,150円 6,350円
В	生活中心者が当該年度分市町村民税 非課税の世帯	9 / 10	
С	生計中心者が前年分所得税非課税で 当該年度分市町村民税均等割のみ課 税の世帯	9 / 10	3,000円 6,000円
D	生計中心者が前年分所得税非課税で 当該年度分市町村民税所得割及び均 等割課税の世帯	2 / 3	
Е	生計中心者が前年分所得税課税の世帯(所得税の額が7万円以下の世帯であって,生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が80万円以下の世帯及び生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円以下の世帯)	1 / 2	2,000円 4,000円

- 備考 1 「給与収入金額」とは、住民税納税通知書等の支払給与の総額(税込み年収)をいい、「所得金額」とは、納税証明書等の所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得及び山林所得の所得金額を含まないものとする。
 - 2 「所得税額」とは,所得税法(昭和40年法律第33号), 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害

者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項,第2 項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項,第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年 法律第23号)附則第12条
- 3 申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあっては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあっては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

伊丹市住宅改造助成事業申請書

伊丹市長 様

申請者(□利用者/□生計中心者)

 住 所

 氏 名

 電話番号

伊丹市住宅改造助成事業実施要綱第6条に基づき、下記のとおり申請いたします。

利	住所				電話番号	
用者	氏名	(フリガ [・]	<i>+</i>)		(生年月日) 年 月 日生 (
利用者の記及び心具		認定状況	1. 要支援要介護認定者 (2. 障がい者 (3. その他 (要支援 1 級(·2 、	要介護 1・2・3・4・5)))
			氏 名	年 齢	続 柄	前年分所得税額
世帯の)状況	1				
※ 生計り番号に	中心者の ⊂○を付	2				
けてT	Fさい。	3				
		4				
改造申詞	請理由					
			1 ※字、洪五正	9 便武		2
改造箇	箇所		1. 浴室・洗面所	2. 便所		3. 玄関
			4. 廊下・階段	5. 居室		6. 台所

(必要添付書類)

- ① 世帯全員の前年分の所得税額を証明する書類等(源泉徴収票・納税証明書等)
- ② 市県民税課税証明書
- ③ 住宅改造工事計画書
- ④ 工事見積書
- ⑤ 工事承諾書(ただし、家族所有の持家、借家及び公営住宅等に居住している者に限る。)
- ⑥ 建築時期の分かる書類等(昭和56年6月以降建築の戸建て住宅の場合)

年 月 日

₹

住所

氏名 様

伊丹市長

伊丹市住宅改造助成事業決定(却下)通知書

月 日付の住宅改造助成事業申請について、伊丹市住宅改造助成事業実施要綱第7条

に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。 1 決定可否 助成決定 • 却下 【却下理由】 2 対象者 被保険者番号 住所 氏名 3 生計中心者 4 施工事業者 5 工事内容及び助成決定額 【助成階層区分】 【助成決定額】 【改造箇所】 【助成対象額】 浴室·洗面所 円 便所 円 円 玄関 階層 廊下・階段 円 居室 円 台所 円 小 計 円 簡易耐震診断 円 円 合 計 6 注意事項 ① 5 工事内容欄の公費助成額は申請書類に基づいた助成予定額です。

- ② 当決定通知以降に申請内容に変更等があった場合、速やかに申し出の うえ、様式第3号もしくは様式第4号を伊丹市長に提出してください。
- ③ 当決定通知に基づく住宅改造工事が決定年度内に完了しない場合、 助成ができません。

伊丹市住宅改造助成事業変更申請書

伊丹市長 様

年 月 日付の住宅改造助成事業申請について、伊丹市住宅改造助成事業実施 要綱第8条に基づき、下記のとおり変更申請いたします。

	被保険者番号						
	フリガナ			年齢			
	······································			1 1217			
	氏 名			生年月日	年	月	日
助		_		#37 # F			
. 18	住所	〒 -	-	電話番号	_	_	
成		伊丹市					
対		改造箇所					
象	変更内容	施工業者					
者		助成予定額					
111							
	亦再加力						
	変更理由						
申	氏 名			ή	続柄()	
計				※本人が	自署しない場合は	は、記名押印し	てください。
者		〒 -	-	電話番号	-	-	•
	住 所						

[※] 本変更申請書に「住宅改造助成事業決定通知書」を添えて提出してください。

伊丹市住宅改造助成事業取下げ申請書

伊丹市長 様

年 月 目付の住宅改造助成事業申請について、伊丹市住宅改造助成事業実施 要綱第9条に基づき、下記のとおり取下げ申請いたします。

	被保険者番号							
	フリガナ			 年齢				
助助	氏 名			生年月日		年	月	日
-/-		₹ -	_	電話番号		-	-	
成	住 所	伊丹市						
対		改造箇所						
象	助成決定 内容	施工業者						
者		助成予定額						
1	取下理由							
申請	氏 名			続柄 ※本人が自	(関連できまれる といまれる それ ままま といま といま といま といま といま といま といま といま しゅうしゅう しゅうしゃ しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく し) ; 合は、記名	名押印して	ください。
者	住 所	〒 -	_	電話番号	1. 7		-	

[※] 本取下げ申請書に「住宅改造助成事業決定通知書」を添えて提出してください。

年 月 日

₹

住所

氏名 様

伊丹市長

伊丹市住宅改造助成事業変更(取下げ)決定通知書

年 月 日付の住宅改造助成事業変更(取下げ)申請について、伊丹市住宅改造助成事業 実施要綱第10条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定内容 変更 ・ 取下げ
- 2 対象者 被保険者番号

住所

氏名

- 3 生計中心者
- 4 施工事業者
- 5 工事内容及び助成変更決定額

, , , , , , , , , , ,						
【改造筐	新 】	【助成対象額】		【助成階層区分】	【助成変更決定額】	
浴室・渋	七面所	円	1			
便所		円	1			
玄関		円		階層		
廊下・階		円				
居室		円				
台所		円	<u>J</u>			
小	計	円		/		円
簡易耐震						円
合	計					円

- 6 注意事項
- ① 5 工事内容欄の公費助成額は申請書類に基づいた助成予定額です。
- ② 当決定通知以降に申請内容に再度変更等があった場合、速やかに申し出のうえ、様式第3号もしくは様式第4号を伊丹市長に提出してください。
- ③ 当決定通知に基づく住宅改造工事が決定年度内に完了しない場合、助成ができません。

伊丹市住宅改造助成事業工事完了届

1	'尹	丹	由	ī長	杉	É

住	所				
氏	名				
電話	番号	_	_	_	

年 月 日付住宅改造助成事業決定通知書の内容に基づき工事が完了しましたので、伊 丹市住宅改造助成事業実施要綱第11条に基づき、下記のとおり届出いたします。

記

1 工事完了日

年 月 日

2 工事箇所

改造	改造箇所 助成申請額 改造箇所		助成申請額			
浴室・	洗面所	Н]	廊下,	・階段	円
便	所	Н]	居	室	円
玄	関	Н]	台	所	円
	簡易耐震診断 (該当する場合)					円

Ω .	VI. 1	I. —	- 1/1
∹ .	77.545	Τæ	<u>.</u> ↑H
0	添作	J	大只

T = +11 VA =+	스프 네코 크바	て由ウフタ古	(* 一 *	一辛一なの)
工事契約書、	領収書、	丁事完了写直	(着工前・	・着工後)

上記のとおり伊丹市住宅改造助成事業実施に伴う審査の結果、住宅改造助成事業決定通知及び計画書 どおり工事が完了したことを報告します。

審査日 年 月 日

審査人

伊丹市住宅改造助成金請求書

伊丹	市長	様

請求者	(「伊丹市住宅改造助成事業申請書」	の申請者)
<u>住</u>		
氏纟		
	※白罗またけ記名押印して	てださい

伊丹市住宅改造助成事業実施要綱第12条に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 助成金申請額

円

2 支払口座振込記入欄

金融機関名	支店名	種目	口座番号					
		普通・当座						
	(フリガナ)							
口座名義人								